

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置をおこなったのでお知らせします。

対象業者	① (商号) (株) セイムトゥー (所在地) 東京都千代田区永田町2丁目4番3号 (代表者) 代表取締役社長 海野 雅生 (本市登録) 登録業種: 委託 (催事・展示等の企画設営等、広告宣伝、情報処理) 業者番号: 37184 ② (商号) (株) セレスポ (所在地) 東京都豊島区北大塚1丁目21-5 (代表者) 代表取締役 田代 剛 (本市登録) 登録業種: 委託 (催事・展示等の企画設営等) 業者番号: 10850
措置内容	①②令和5年3月1日から11ヵ月間の競争入札参加停止 (令和6年1月31日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第2第4号 (独占禁止法違反)
事件概要	公正取引委員会が東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、令和5年2月28日に、上記業者①の代表取締役社長、上記業者②の専務取締役を検事総長に告発した。

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課 小池
TEL 711-4306 (内1572)

○福岡市競争入札参加停止等措置要領
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準
(独占禁止法違反行為)

4 本市以外契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

【当該認定した日から8ヵ月以上24ヵ月以内】